

現場説明事項書

1. 工事名称 令和3年度 伊南聖苑屋根改修・LED化事業
伊南聖苑屋上防水等・照明器具（LED化）改修工事
2. 施主名 駒ヶ根市赤穂3230番地
伊南行政組合 組合長 伊藤 祐三
3. 担当 伊南行政組合 事務局
4. 工事監督 伊南行政組合 事務局
5. 工事場所 伊南聖苑
駒ヶ根市赤穂14679番地1
6. 工事概要 設計図・内訳書のとおり。
7. 設計図書 施工箇所は設計図書の範囲とする。
現場説明書 4枚
設計図 11枚
内訳書等 21枚
8. 入札の日程
 - 1)現場説明 無
 - 2)入札 別途、入札公告による
9. 工事請負契約 駒ヶ根市工事請負契約約款による。
の方法
10. 工期 着工 契約の日から 令和4年2月28日
ただし、使用開始については監督員と協議により決定すること。
11. 特記事項
 - ・本工事は図面及び仕様書に基づき、入念な施工を行なうものとする。
 - ・設計図書等の優先順位は下記のとおりとする。
 - 第1位 設計及び現場説明事項書
 - 第2位 設計図書（内訳書項目）
 - 第3位 特記仕様書
 - 第4位 共通仕様書
 - ・工事前仮設給水及び電力は、工事費料金とも請負者の負担とする。
 - ・敷地内障害物は監督員と協議する。（原則として請負者の負担とする）
 - ・仮設物については、協議のうえ計画をすること。
 - ・工事前資材搬入路は図面指示の箇所からとし、破損等に注意し、万一損傷を与えた場合は速やかに原形復旧すること。
 - ・道路交通法等を遵守し過積載防止に努めること。
 - ・解体発生材・他発生材の処分は、施工計画書を作成し「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「建設副産物適正処理推進要項」に基づき場外 搬出のうえ、請負業者の責任におい

て処分及び再資源化すること。

- ・工期中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」により、第三者に対する安全確保に十分留意すること。
 - ・工事で設置する足場については「公共建築工事共通仕様書」の1.2.6 施工中の安全確保2に規定に係わらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手摺、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
 - ・契約後の建設に関する一切の手続き、諸官庁への届け出及び連絡は速やかに請負業者において行なうこと。(その費用は業者負担とする。)
 - ・施設を使用しながらの工事であるため、工程等入念に打合せをし、安全面に留意すること。また、工事周知を十分行い施工すること。なお、作業員等に 毎月半日以上の安全教育・研修訓練を行い監督員に提出すること。
 - ・設計図に詳細が示されていない場合でも、納まり上当然必要と、判断することができる箇所の施工は請負業者の負担で入念に施工する。
 - ・施工上の軽微な変更についての工事費は、請負者の負担とする。
 - ・工事期間中の請負業者は、建築工事、電気設備工事について、相当な経験と知識を有するもので、監督員の認めた代理人1名を現場に常駐、主任技術者または監理 技術者を置かなければならない。
 - ・工事着手前に総合工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。
 - ・工事に伴う振動、騒音、埃等への対策は十分なものとし、低騒音型・低振動型及び排出ガス対策型機械の使用に努め、近隣住民や環境に対する配慮は怠らないようにすること。また、着手前に仮設計画を作成し、監督員に提出すること。
 - ・工事内訳書記載数量は参考数量とする。
- ・ 留意事項
- 1) 原則として休場日は取れないため、基本的には夜間施工し、日中は火葬を行えるよう仮復旧すること。
 - 2) 日中の施工が必要な場合は、友引の日の施工を調整する。
 - 3) 施工に際して提供できる関係図書は「伊南聖苑 屋上防水等・照明器具(LED化)改修工事」図面のほか、別紙「図面一覧」のとおりとする。ただし、「図面一覧」にある図書類については、データでの提供はできない。
 - 4) 現場確認や火葬場スタッフと打ち合わせが必要な場合、火葬業務に影響を与えないよう配慮すること。
 - 5) 火葬の予約状況の確定は前日の午後4時30分となるので、予約状況の最終的な確認は前日の午後4時30分から午後5時までの間に伊南聖苑(電話:0265-82-5985)に行くこと。翌日以外に現地調査等の日程を入れる必要がある場合は、予め伊南聖苑と調整すること。

- 6) 提出を求める図面は別紙のとおり。
- 7) 施工は本仕様書及び関係法令に基づき行うこと。
- 8) 既設施設の改修であるため、仕上げ材の仕様など施設内の現況を十分に把握した上で材料の選定を行い、施工後に違和感が生じないようにすること。
- 9) 火葬場の設計図や関係する工事図書との照査を綿密に行うこと。
- 10) 新設ではないため、工程及び更新器具の搬入搬出方法を十分検討し、周辺環境にも配慮し、火葬業務に極力影響を及ぼさないような工事ができるようにすること。
- 11) 監督員及び指定管理者との打合せを密に行い施工すること。
- 12) 建築工事、電気設備工事など、内容ごとに項目を分けて積算すること。
- 13) 更新器具については、環境負荷低減、耐久性の確保、コスト削減、災害時等緊急事態発生時の安全確保に十分配慮して施工すること。
- 14) イニシャルコスト、ランニングコストについて、最適な機器及び方法を設定するとともに、当組合に十分な情報を提供すること。

12. その他

提出書類等

1) 工事に係る提出書類

- ・ 契約時 工事請負契約書
着手届
現場代理人及び主任技術者等の通知
資格証明書写し（写真付）及び健康保険被保険者証の写し
経歴書
工程表
- ・ 竣工時 竣工届
社内検査報告書
その他必要な書類

2) 工事中及び竣工時提出物一覧

（提出書類の内容、作成方法、提出部数、提出時期は監督員の指示によること）

- ・ 総合施工計画書
- ・ 総合工程表
- ・ 総合仮設計画書（作業主任者他、作業に必要な資格の資格証の写し）
- ・ 工種別施工計画書
- ・ 施工体制台帳・下請け業者一覧表・施工体系図
- ・ 建設業退職金共済証紙 受払簿
- ・ 近隣挨拶、通知（実施報告）・運搬ルート図
- ・ 通知書・届出書（建設工事に係わる資材の再生資源化に関する法律）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱による分別解体計画

- ・再生資源利用計画・実施書（CREDAS データ共）
- ・建設マニフェスト伝票写し A, B2, D, E, B1 (B1 は必要に応じて) 及びマニフェスト総括表
- ・廃材総括表
- ・工事使用材料一覧表
- ・施工図（加工図）
- ・見本
- ・資材受け払い簿
 - 工事使用材料出荷証明書
 - 工事材料検査記録
 - 工事記録簿
 - 工事打ち合わせ簿（工程会議録含む）
 - 工事実施状況報告書
 - 一部施工報告書
 - 一部施工検査記録（立会記録）
 - 試験・検査成績表及び証明書
 - 保証書
 - 仮設備（仮囲い）等の点検チェックリスト
 - 工事实績情報（工事カルテ）
 - 完成写真（デジカメ・カラーサービスサイズ） 1部
 - 工事写真（デジカメ・カラーサービスサイズ） 1部
 - 報告写真（デジカメ・カラーサービスサイズ） 1部
 - 工事写真データ CD-R 1部
 - 取扱説明書1部
 - 完成図面製本（施工図含む） A3二つ折り 2部（縮小版）
 - 図面CADデータ JWW CD-R 1部
- ・竣工時に提示する書類
 - 安全活動実施記録
 - 安全教育、安全巡視記録、安全書類（新規入場・KY等）